

平成29年産業財産権制度各国比較調査研究
 各国におけるコンピュータソフトウェア関連発明等の特許保護の現状（抄）

各国・地域の制度・運用の概要一覧表（調査研究報告書 p. 11～12）

項目	日本	米国	欧州	中国	韓国
発明の定義及び／又は特許可能な発明の定義	<ul style="list-style-type: none"> ・「発明」とは、自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものをいう 	<ul style="list-style-type: none"> ・「発明」とは、発明又は発見をいう ・新規かつ有用な方法、機械、製造物若しくは組成物又はそれについての新規かつ有用な改良を発明又は発見した者は、本法の定める条件及び要件に従って、それについての特許を取得することができる ・判例上の例外として、「自然現象」、「自然法則」、「抽象的アイデア」がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・発明の定義規定はない ・『発明』という語は『技術的性質を有する主題』と解釈されるべきである（審決） ・欧州特許は、産業上利用することができ、新規であり、かつ、進歩性を有するすべての技術分野におけるあらゆる発明に対して付与される ・EPC52条2項には、発明とはみなされないものが列記されている。ただし、その対象又は行為それ自体に関係している範囲内においてのみ特許性が排除される （例：コンピュータプログラムそれ自体） 	<ul style="list-style-type: none"> ・発明とは製品、方法又はその改善に対して行われる新たな技術方案を指す ・技術的課題を解決することによって、自然法則に基づく技術的効果を獲得するために、技術的手段を用いていない方案は、専利法2条2項に規定された客体に該当しない ・専利法25条には、専利権を付与しないものが列記されている 	<ul style="list-style-type: none"> ・「発明」とは、自然法則を利用した技術的思想の創作として高度のものをいう

<p>発明が特許されるための要件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・発明であること ・産業上利用可能性 ・新規性 ・進歩性 ・拡大先願 <p>その他、記載要件等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保護適格性 ・新規性 ・非自明性 <p>その他、記載要件等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・技術分野に属する発明であること ・産業上利用可能性 ・新規性 ・進歩性 <p>默示的な要件として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術的性質が必要 <p>その他、記載要件等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・専利権を付与しない客体に該当しないこと ・新規性 ・創造性 ・実用性 <p>その他、記載要件等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・発明であること ・産業上利用可能性 ・新規性 ・進歩性 ・拡大先願 <p>その他、記載要件等</p>
<p>CS 関連発明等の定義</p>	<p>「コンピュータソフトウェア関連発明」とは、その発明の実施にソフトウェアを必要とする発明である</p>	<p>特になし</p>	<p>「コンピュータ利用発明(CI)」という表現は、コンピュータ、コンピュータネットワーク若しくはその他のプログラム可能な装置を含む請求の範囲であって、クレーム発明において表面上 1 つ又は複数の特徴がプログラムによって実現されるものを対象とする</p>	<p>発明で提示する課題を解決するため、コンピュータプログラムの処理フローが全部又は一部の基礎となっており、コンピュータが前記フローに沿って作成されるプログラムを実行することにより、コンピュータの外部又は内部の対象を制御、又は処理する解決方法をいう</p>	<p>「コンピュータ関連発明」とは、「発明がその実施のためソフトウェア又はハードウェアによって実現された論理段階を必要とする発明」をいう</p> <p>「営業方法発明」とは、「営業方法など事業アイデアをコンピュータ、インターネットなどの情報通信技術を利用して実現した新しいビジネスシステム又は方法をいう」</p>
<p>CS 関連発明等が特許可能な発明として認められるか</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>

<p>CS 関連 発 明 等 の 審 査 基 準</p>	<p>保護適格性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然法則を利用した技術的思想の創作でなければならない ・ ソフトウェアによる情報処理が、ハードウェア資源を用いて具体的に実現されている場合、「自然法則を利用した技術的思想の創作」である 	<p>クレーム発明は、4つの法定のカテゴリの1つを対象としなければならない、また、判例上の例外を含む主題を対象としてはならない</p> <p>判例上の例外に関する 2 part 分析</p> <p>①まずクレームが抽象的アイデアを対象としているかを判断し、</p> <p>②抽象的アイデアを対象としている場合、その抽象的アイデアを遙かに超える要素が追加されているかを判断する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 請求の範囲の主題は、クレームしている主題が技術的性質を有しているのか否かを判断する目的で、全体として考慮する ・ 技術的性質は先行技術を参酌せずに評価する ・ 技術的手段を定義又は使用するクレーム主題は第 52 条(1)で意味する発明といえる。これは技術的手段が公知であっても適用される ・ プログラムは、プログラム(ソフトウェア)とそれを実行するコンピュータ(ハードウェア)と間の「通常の」物理的作用を超えた更なる技術的效果をもたらす可能性があれば特許性が排除されない 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 知的活動の法則と方法の内容を含むとともに、技術的特徴も含むものであれば、専利法 25 条に基づいた上で、その専利権を取得する可能性を排除してはならない ・ いわゆる、技術三要素(技術的課題、技術的手段、技術的效果)の要件を満たすものは、専利法 2 条 2 項でいう技術方案に該当し、専利保護の客体に該当する 	<p>コンピュータプログラムによる情報処理がハードウェアを利用して具体的に実現されている場合には、自然法則を利用した技術的思想の創作であり発明に該当する</p>
--	--------------	---	---	--	--	--

	特記事項	なし	(機能的記載) 機能的表現をした場合の権利範囲は、明細書に記載されている構造や実施例又はその均等物に解釈される	(進歩性) ・全ての発明と同様に、技術分野の課題を解決するものでなければならない ・混成タイプの発明の進歩性を評価するときには、発明の技術的性質に貢献する特徴すべてを考慮する。発明の技術的性質に貢献しない特徴は、進歩性の存在を裏付けることができない	(機能的記載) 請求項において機能的、作用的記載を行った場合、中国では米国と同様に権利範囲は実施例及びその均等物に限定解釈される	なし
保護対象となるCS関連発明等のクレーム形式	装置/システム	○	○	○	○	○
	方法	○	○	○	○	○
	プログラム	○	×	○	×	×
	プログラム製品	○ ^{a)}	×	○	×	×
	プログラムを記録した媒体	○	○	○	○	○
	データ構造	○	×	○	×	×
	信号	×	×	○	×	×

○：認められる可能性がある、×：認められない

a) 日本ではプログラム製品は、プログラム自体、プログラムが記録された記録媒体又はプログラムが読み込まれたコンピュータシステムを指す。